

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	紹介議員氏名	付 託 委員会名	議決結果
26年 第10号	26.9.1	<p>東海第二発電所の再稼働断念を求める請願</p> <p>2011年3月、東日本大震災時に起きた福島第一原発の過酷事故は、甚大な被害をもたらし、3年を経過した今も収束の見通しはたたず、今なお、放射性物質が大気中や海に放出されている。被害は、福島県はもとより、茨城県各地にもおよび、事故地から比較的離れた県南地域でも、未だ放射線量の高いスポットが点在し、今後も、風向きや降雨により変化する空間放射線量値や、食品内のベクレル値にも不安が消えることなく、特に子どもたちの内部被ばく問題は、将来の深刻な事態も考慮せざるを得ない。また、茨城県内の住民と各自治体は、空間放射線量、土壌や農産物・食品などの検査、除染、放射性廃棄物や放射性焼却灰の処置等に、文字通り翻弄される日々が続いている。いうまでもなく、永きにわたって各自治体財政を圧迫していくことは必至であろう。</p> <p>以上のように、住民の健康に不安を与え、生活を著しく破壊し続けているにも関わらず、各方面から指摘もあるように、東電福島第一原発事故の「責任の所在」については、いずれの機関も明言していない。</p> <p>このような中、日本原子力発電株式会社は東海第二発電所の施設改修・増設などを行い、新規制基準にもとづく適合性審査を経て再稼働をめざしている。</p> <p>東海第二発電所の過酷事故を想定した広域避難計画が明示されていないことや、原子炉の老朽化の進行などを勘案すると再稼働の条件はない。まして立地近くには、高レベル放射性廃液やプルトニウムを持つ核燃料再処理施設があり、過酷事故が起きた場合の被害は計り知れない。</p> <p>県民の暮らしと命を守るために、茨城県議会の意見として下記請願事項の採択を求める。</p>	個人	細 谷 典 男 大 内 久美子 鈴 木 聡	防災環境 商工	審議未了

【請願事項】

- 1 日本原子力発電株式会社に東海第二発電所の再稼働断念を求めること